

自動車管理(計画・変更計画書・報告)書

長総務234号
令和7年7月31日

(宛先)
滋賀県知事

提出者
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
滋賀県長浜市八幡東町632番地

氏名(法人にあっては、名称および代表者の氏名)
長浜市
市長 浅見 宣義

滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例
第44条第3項において準用する同条例第25条第3項・
第46条第1項・第46条第2項において読み替えて準用
第45条第1項
第46条第2項において準用する同条例第45条第1項

第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項
する同条例第44条第3項において読み替えて準用する同条例第25条第4項

の規定に基づき、

自動車管理計画を策定(変更)
自動車管理報告書を作成
しましたので、提出します。

1 事業者に関する事項

事業者の氏名 (法人にあっては、名称および代表者の氏名)	長浜市 市長 浅見 宣義		
事業者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	滋賀県長浜市八幡東町632番地		
県内事業所数	4	事業所	
県内自動車使用台数	263	台	
自動車の使用に伴う 温室効果ガス排出量	371.6	t-CO ₂	

2 計画期間(および報告対象年度)

計画期間	開始年度	令和5	年度	終了年度	令和9	年度
報告対象年度	令和6					年度

3 計画(内容・実施状況)

計画の (内容・実施状況)	別添のとおり
------------------	--------

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。

1 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本的な方針

公用車管理全般にわたり、業務の見直しを進めます。

(1)計画的な更新
初回登録から11年経過または走行距離10万km以上の条件を満たす車両を対象に、状態の悪い車両から優先的に更新する。

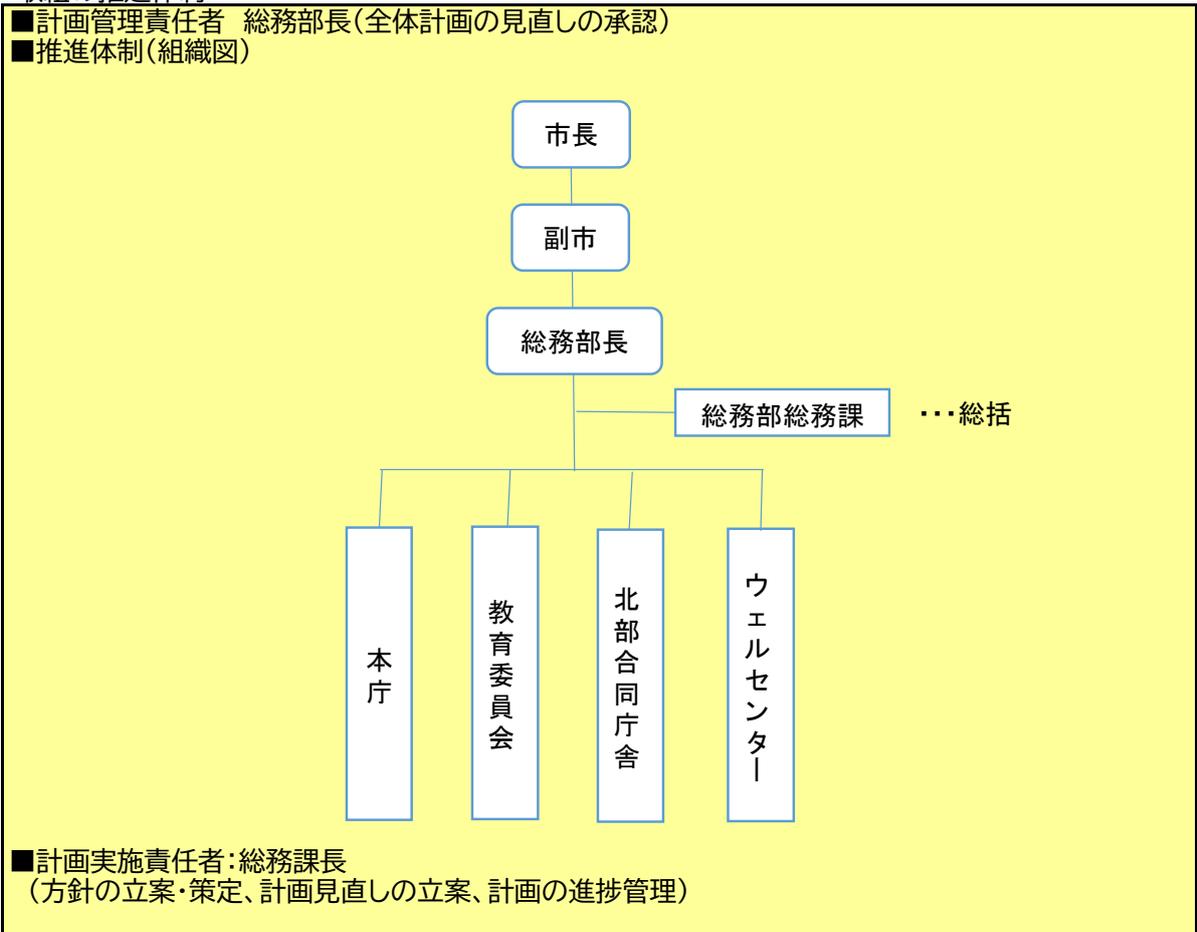
(2)共用車化
更なる共用車化を進めるために、部内共用車またはフロア内共用車として公用車を集約し、公用車の効率的な運用を推進する。

(3)リース車両の導入
年度間の車両更新費用の平準化および職員の負担軽減、定期的な点検やメンテナンスによる安全性の向上のため、共用車を更新する際には基本的にリース車両を導入する。また、その導入効果を踏まえ共用車以外の車両についてもリース車両の導入を検討する。なお、リース車両は原則7年で更新する。

(4)公用車保有台数の削減
上記(2)(3)の推進により、公用車保有台数を現保有台数213台から203台へ10台の削減に加え、リース化により20台保有台数を削減するため、全体では30台削減(△14%)を目標とする。

(5)電動化
更新する公用車については、次に掲げる基準に基づき車両を導入するものとする。
①原則として購入またはリースする車両は、電動車とする。ただし、軽自動車は計画策定時において必要な機能を満たす電動車が発売されていないため、今後発売される電動車の性能等を確認しながら進める。
②性能面において業務に支障があるなどの理由で電動車の導入が困難な場合は、低燃費かつ低排出ガス認定車から選定する。
③特殊車両、その他求める仕様に適合する自動車の中に上記①②を満たす自動車がない場合は、環境性能を重視して車種を選定する。

2 取組の推進体制



備考 組織図を記載し、役割分担および責任者の役職を記入してください。

(第2面)

3 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の削減に関する取組の内容

項目	取組の内容	目標達成確認指標				実施結果
		現状	目標	CO ₂ 排出量削減目標(%)		
自動車使用の合理化	自動車台数の適正管理	公用車台数	265台	255台	4%	263台に削減。適正配置に向けて車両台数の適正化を進めており、取り組みを継続する。
より温室効果ガス排出量が少ない自動車の導入	公用車の小型化および低公害車等(低排出ガス基準認定車、低燃料基準達成車)の導入	低公害車の導入率	95.5%	97%	6%	車両更新時に低公害車を導入しており、取り組みを継続する。
次世代自動車等の比率を増やす取組	ハイブリット車もしくは電気自動車の導入	次世代自動車の保有台数	7台	20台		
従業員に対する自動車使用に伴う温室効果ガス排出削減に関する教育	エコドライブや公用車の適正な点検整備による燃料の維持	安全運転研修会の実施	1	1	—	安全運転等に関する意識の醸成と、車両を取り扱うための知識が習得できた。
その他の取組						
				合計	10%	

備考 現状や目標については、内容に応じ文章で表現しても構いません。